

# 県立観音崎公園

## 「たたら浜園地」における Park-PFI 事業

### 公募設置等指針

神奈川県 県土整備局 都市部 都市公園課

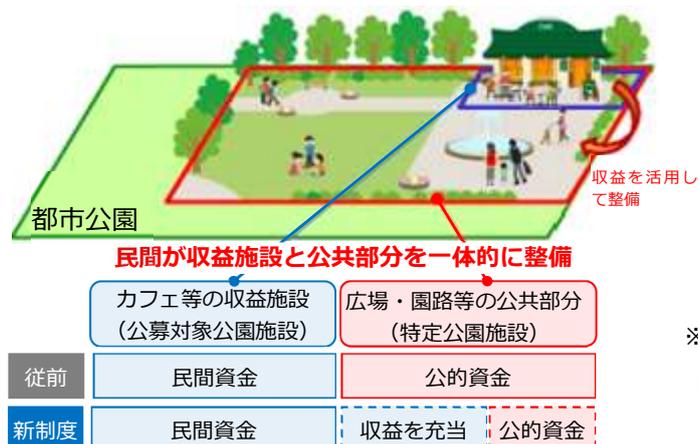
令和元年 11 月 15 日

令和2年2月 20 日(改正)

## 【用語の定義】

用語	説明
公募設置管理制度 (Park-PFI)	平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食・売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法「Park-PFI」と呼称。
公募対象公園施設	都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店・売店等の公園施設であって、法第 5 条第 1 項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。
特定公園施設	都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路・広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。Park-PFI により選定された者が占有物件として設置できる自転車駐輪場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔。
公募設置等指針	Park-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、公園管理者が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、Park-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
認定計画	公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画。
設置管理許可	都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理することについて、公園管理者が与える許可。
公募設置等予定者	応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い選定された者。審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。

## 【公募設置管理制度 (Park-PFI) のイメージ】



※「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」

(国土交通省都市局公園緑地・景観課) より一部引用

# 目 次

1. 事業の概要.....	1
(1) 事業の目的 .....	1
(2) 公園の概要 .....	1
① 基本情報 .....	1
② 公園の環境.....	1
③ 公園整備方針.....	1
④ 都市計画法上の規制等について.....	2
⑤ 県立観音崎公園施設配置図.....	3
(3) 事業対象地の概要.....	3
① 基本情報 .....	3
② 事業対象地の環境.....	3
③ 対象範囲 .....	3
(4) 事業の期間 .....	4
(5) 事業範囲 .....	5
(6) 費用及び役割分担等.....	5
① 事業における役割分担のイメージ.....	5
② 利用料、使用料の流れのイメージ.....	6
③ 費用及び役割分担等.....	6
(7) 事業の流れ .....	6
① 公募設置等予定者の選定.....	6
② 公募設置等計画の認定.....	6
③ 基本協定等の締結.....	7
④ 公募対象公園施設の設置、管理・運営.....	7
⑤ 特定公園施設の建設及び譲渡.....	7
⑥ 特定公園施設の管理・運営.....	7
⑦ 利便増進施設の設置、管理・運営.....	7
(8) その他 .....	7
2. 公募対象公園施設等の設置等に関する事項.....	8
(1) 基本的事項 .....	8
① Park-PFI 区域に関する事項.....	8
② 第6駐車場及び公衆トイレに関する事項.....	8
(2) 公募対象公園施設.....	8
① 公募対象公園施設の種類.....	8
② 公募対象公園施設の場所.....	9
③ 公募対象公園施設の設置.....	9
④ 公募対象公園施設の使用料の額の最低額.....	9
(3) 特定公園施設 .....	9
① 特定公園施設の内容.....	9
② 特定公園施設の建設.....	10
③ 特定公園施設の建設費用等の負担.....	10
(4) 利便増進施設 .....	10
① 利便増進施設の設置.....	10
② 利便増進施設を設置する場合の占用料.....	10

(5) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置	11
① 管理・運営に関する基本的事項	11
② 公募対象公園施設の管理・運営	11
③ 特定公園施設の管理・運営	11
3. 公募の実施に関する事項等	12
(1) 公募への参加資格	12
① 応募の制限	12
② 応募者の資格	12
③ 応募条件	12
(2) Park-PFI の事業者公募、選定手続きの流れ	13
(3) 情報提供	14
① 県立観音崎公園基礎データ	14
② 提供資料	14
(4) 事業破綻時の措置	14
4. 公募の手続きに関する事項等	15
(1) スケジュール	15
(2) 応募手続き	15
① 公募設置等指針の公表	15
② 公募設置等指針に対する質問及び回答	15
③ 参加登録	15
④ 公募設置等計画等の関係書類の提出	16
(3) 事務局	18
(4) 受付時間	18
(5) 設置等予定者の選定	18
① 選定の流れ	18
② 神奈川県公園等審査会	19
③ 神奈川県公園等審査会委員等への接触の禁止	19
④ 評価の基準	20
⑤ 設置等予定者等の選定	21
⑥ 選定結果の通知	21
(6) 公募設置等計画の認定	21
① 公募設置等予定者との調整	21
② 公募設置等計画の認定	21
(7) 契約の締結等	21
① 基本協定等	21
② 公募対象公園施設の設置（管理）許可	21
③ 特定公園施設の設置（管理）許可	21
④ 特定公園施設に係る譲渡契約	21
⑤ 特定公園施設の管理許可	21
⑥ 利便増進施設の占用許可	21
(8) リスク分担等	22
① リスク分担	22
② 損害賠償責任	22
(9) 法規制等	23

## 1. 事業の概要

### (1) 事業の目的

県立観音崎公園は、年間約 87 万人（平成 30 年度実績）の方に来園いただいておりますが、その約 6 割が観音崎園地や横須賀美術館などが配置されている東京湾内湾の公園東側に集中しています。

また、来園者の滞在時間は 2 時間程度が中心で、広い園内でも比較的限られたエリアの利用となっており、更なる公園全体の魅力の提供が求められています。

そこで、公園全体の周遊性の向上を図ることを期待し、新たな利用の拠点として「たたら浜園地」の活性化を目指しています。

「たたら浜園地」の活性化では、平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた、「公募設置管理制度」、いわゆる「Park-PFI」を活用し、同園地の景観を活かしたカフェ・レストランや自然を活かしたアウトドアの体験を提供するなどの便益施設（公募対象公園施設）と、当該施設から生ずる収益を活用し、その周辺の園路・広場等の一般の公園利用者が利用できる施設（特定公園施設）の整備、維持管理・運営について、民間活力の導入により実施することを目的とします。

なお、本公園が県立都市公園であることを踏まえ、本県のブランド力の強化にもつながる「地産地消」の推進や、いくつになっても生き生きと暮らせる「未病改善」の取組の推進など、県の主要施策の目的に沿った、「神奈川らしい」整備、維持管理・運営に係る取組についても期待しています。

### (2) 公園の概要

#### ① 基本情報

所 在 地	横須賀市鴨居、走水
供 用 開 始	1975 年 4 月
公 園 面 積	約 70.4ha（平成 31 年 4 月 1 日時点）
公 園 種 別	広域公園

#### ② 公園の環境

本公園は、三浦半島の先端部に位置し、東京湾では数少なくなった自然海岸の環境を残しています。本公園の特徴としては、希少なシイやタブを中心とした照葉樹林と磯浜などの自然、観音崎灯台、砲台跡などの歴史的遺産などがあげられます。

また、園内にある「観音崎自然博物館」と連携した自然観察会や各種ボランティア団体による公園案内など、公園内の自然・景観・歴史の資源を活用した様々な利用促進の活動が行われています。

#### ③ 公園整備方針

本公園は、開園から 40 年が経過し、公園施設の多くに老朽化が進む現状や、ユニバーサルデザインへの対応など、社会環境等の変化への対応に向けて、効率的で効果的に公園の再生を図るため、「県立観音崎公園再生計画（案）平成 24 年 10 月」を策定し、これに基づき再整備を行っています。当該計画（案）の中では、次の基本目標と 5 つの基本方向を定めています。

基本目標

この公園は、東京湾に奇跡的に残った貴重な自然を保全し、古代から続く海の守りの歴史を活かし、ふれあい遊び学べる「エコミュージアム」として再生します。

5つの基本方向

- ① 生物多様性の保全と再生
- ② 楽しく体感し、学べる場づくり
- ③ 県民協働による公園づくり
- ④ 自然・歴史・文化の魅力情報発信
- ⑤ 観光振興による地域活力の創出

④ 都市計画法上の規制等について

本公園は、都市計画法に基づく市街化調整区域及び第1種風致地区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地に該当しています。提案の際には、各法令を遵守していただきますようお願いします。

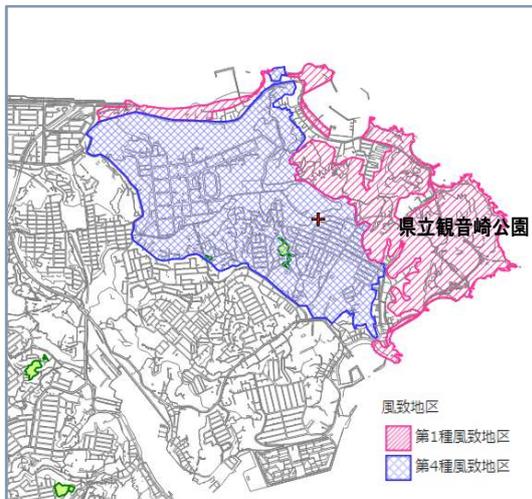
【都市計画図（出典：横須賀市HP）】



【鳥獣保護区等位置図（出典：県HP）】



【風致地区位置図（出典：横須賀市HP）】



※ 詳細については、各法律を所管する団体へご確認ください。

⑤ 県立観音崎公園施設配置図



(3) 事業対象地の概要

① 基本情報

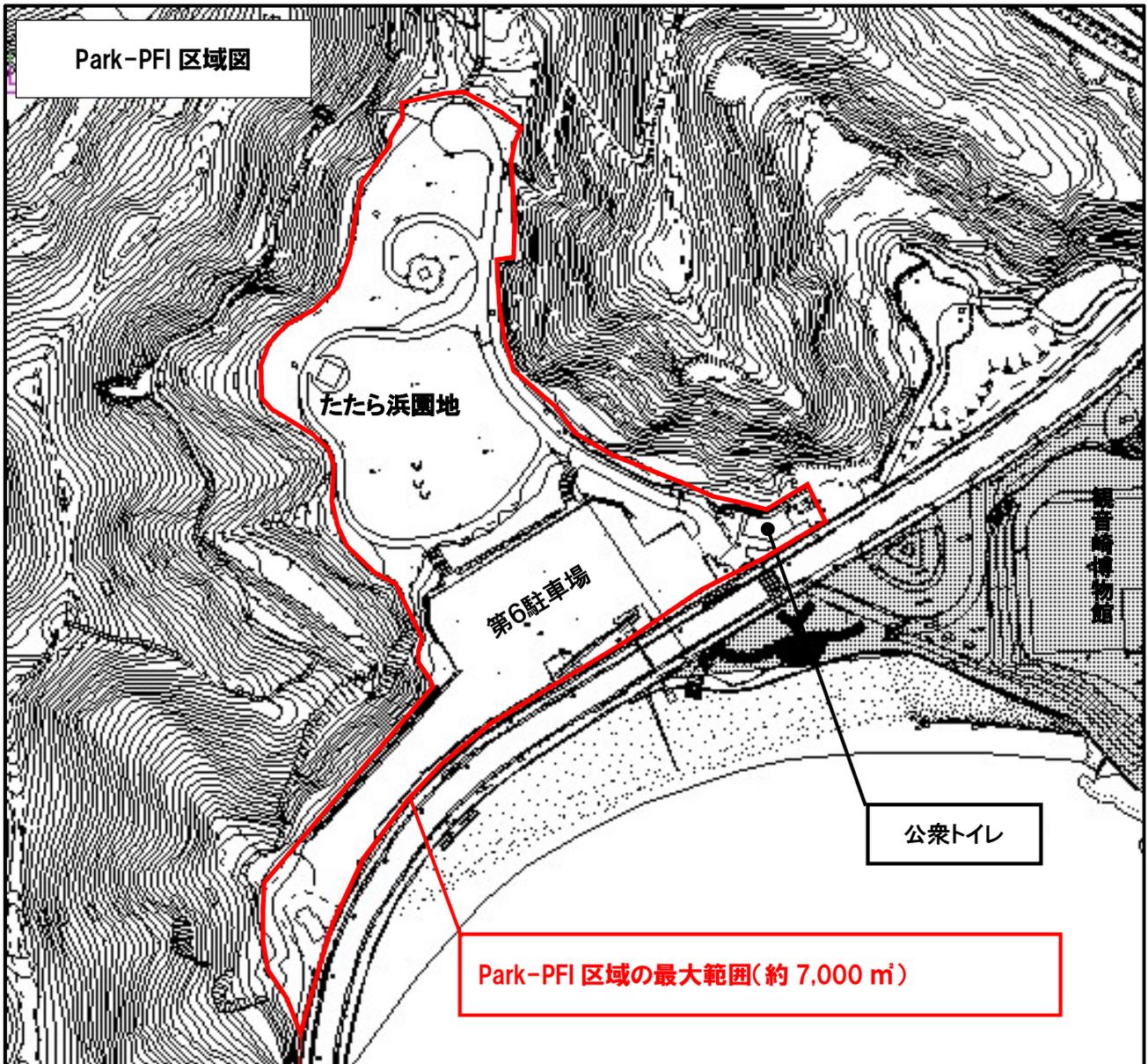
事業対象地	たたら浜園地、第6駐車場（トイレ含む）
対象面積	約7,000㎡（Park-PFI区域の最大面積）
対象地の既存施設	あずま屋（1棟）、園路、芝生広場、駐車場（105台）、公衆トイレ
インフラ関係	別添資料のとおり

② 事業対象地の環境

対象地の「たたら浜園地」は、当該公園南側の海から森への移り変わる多様な自然の変化点に位置し、自然とふれあい学べる場所として、園路・広場やあずま屋（1棟）が整備されています。また、「第6駐車場（普通車105台）」及び「公衆トイレ」が整備されています。

③ 対象範囲

公募対象公園施設及び特定公園施設等で活用する区域（以下「Park-PFI区域」という。）の最大範囲は、次のページに示す図のうち、赤色囲みの区域（約7,000㎡）を想定しています。



#### (4) 事業の期間

認定計画の認定の有効期間は、認定計画に基づく工事着手から20年以内とします。

なお、公募対象公園施設の設置管理許可期間は、認定計画の認定の有効期間が10年以内の場合、認定計画の認定の有効期間とします。

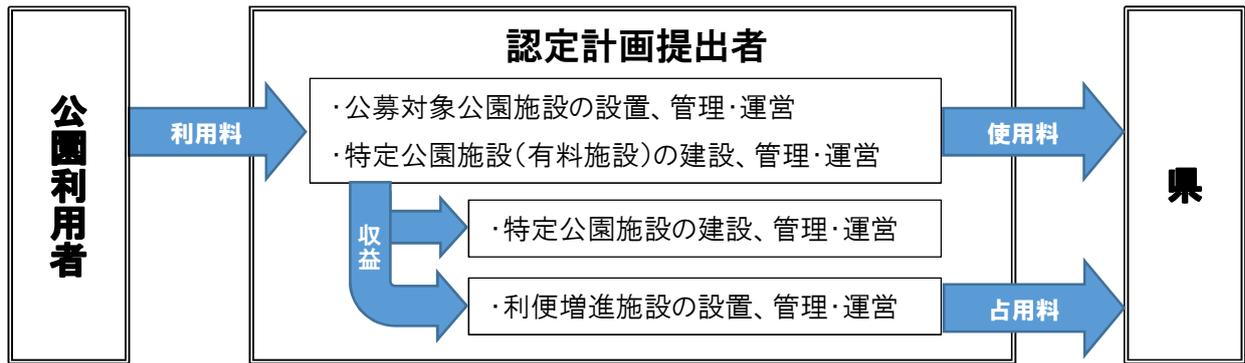
また、認定計画の認定の有効期間が10年以上の場合は、公募対象公園施設の整備工事着手から10年以内とし、認定計画提出者は、設置管理許可期間の終了前に認定計画の認定の有効期間の設置管理許可の更新（原則として1回の更新許可）を申請し、更新する際の設置管理許可期間は認定計画の有効期間内とします。

設置管理許可期間には、公募対象公園施設等の撤去（原状回復）の期間も含まれます。

公募対象公園施設等の供用開始予定日については、提案を踏まえ、県との協議により基本協定書に定める日程により決定するものとします。



② 利用料、使用料の流れのイメージ



※占用料とは、都市公園法第6条第1項若しくは第3項に基づく都市公園の占用許可による使用料

③ 費用及び役割分担等

項目		公募対象公園施設	特定公園施設	利便増進施設
設置・建設	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	許可	設置許可	設置許可	占用許可
管理・運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	許可	管理許可	管理許可	占用許可
施設の所有者		認定計画提出者	県	認定計画提出者

(7) 事業の流れ

① 公募設置等予定者の選定

県は、応募者が提出したすべての公募設置等計画等の関係書類について、都市公園法第5条の4第1項に基づき審査(第1段階)を行い、その審査を通過した計画について、「神奈川県公園等審査会」に諮り、都市公園法第5条の4第2項に基づく評価(第2段階)を行う、2段階で設置等予定者の選定を行います。

② 公募設置等計画の認定

県は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。

なお、神奈川県公園等審査会での意見等を踏まえて、必要に応じ、公募設置等予定者との協議により、公募設置等計画の一部を変更したうえで、認定する場合があります。

また、県は、当該認定した日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公表します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等計画は認定計画となり、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

### ③ 基本協定等の締結

認定計画提出者は、本県が認定した公募設置等計画に基づき、本県と協議のうえ、本事業の実施に関する基本的事項を定めた「県立観音崎公園たたら浜園地における Park-PFI 事業に係る基本協定」を締結します。

基本協定の締結後、本県と認定計画提出者の中で本事業の実施に向けた協議を行い、事業内容の詳細を定めた「県立観音崎公園たたら浜園地における Park-PFI 事業に係る実施協定」を締結します。

### ④ 公募対象公園施設の設置、管理・運営

認定計画提出者は、都市公園法第5条第1項に基づく設置許可により、公募対象公園施設の設置、管理・運営を行っていただきます。

### ⑤ 特定公園施設の建設及び譲渡

認定計画提出者は、都市公園法第5条第1項に基づく設置許可により、特定公園施設の建設を行っていただきます。

なお、建設後、当該特定公園施設は県に無償譲渡するものとします。

### ⑥ 特定公園施設の管理・運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条第1項に基づく管理許可により、特定公園施設の管理を行っていただきます。

### ⑦ 利便増進施設の設置、管理・運営

認定計画提出者が認定計画に基づき利便増進施設を設置する場合は、都市公園法第6条第1項に基づく占用許可により設置し、管理・運営を行っていただきます。

## (8) その他

都市公園法第5条に基づく管理許可により、特定公園施設の管理・運営を行う区域において、新たに公園施設を設置し、管理・運営を行う場合は、認定計画の変更及び設置許可の変更許可を受けていただきます。

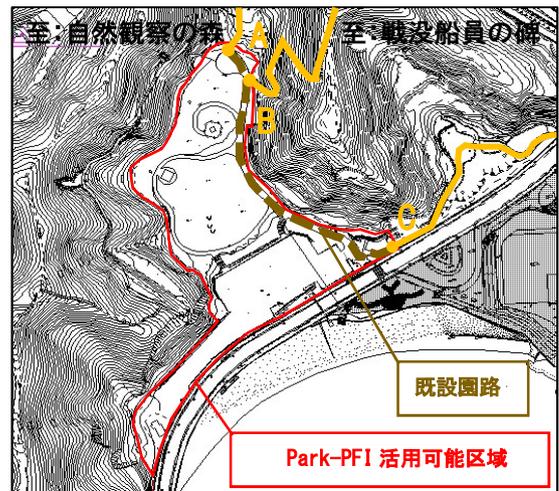
都市公園法第5条に基づく管理許可により、特定公園施設の管理・運営を行う区域において、イベント等を実施する場合は、神奈川県都市公園条例第11条に基づく行為許可等を受けていただく場合があります。

## 2. 公募対象公園施設等の設置等に関する事項

### (1) 基本的事項

#### ① Park-PFI 区域に関する事項

- ・ 応募者は、右図の赤枠で示した Park-PFI 活用可能区域内に公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設を提案するものとします。
- ・ また、右図の園路 A・B・C については、必ず園路で接続することとし、点線で示した既存の園路を Park-PFI 区域に含める場合は、特定公園施設として園路 A・B・C を接続する園路を設定してください。



#### ② 第6駐車場及び公衆トイレに関する事項

- ・ 第6駐車場と公衆トイレは一体として扱い、Park-PFI 区域に含める場合は、特定公園施設として設定してください。
- ・ 特定公園施設として第6駐車場及び公衆トイレを活用する場合は、その機能の維持または向上を図る提案をしてください。
- ・ 第6駐車場の管理・運営については、特定公園施設の管理とは別に計画書（様式5-11）により駐車場事業計画書を作成していただきます。
- ・ 駐車料金や利用時間などの運営方法については、公募対象公園施設の整備内容や一般公園利用者を考慮し、当該公園の駐車場運営を踏まえて適切に設定してください。
- ・ なお、駐車場の運営方法については、公募設置等予定者の選定後、県と協議のうえ、「特定公園施設の範囲」の管理許可の許可により決定となります。

### (2) 公募対象公園施設

#### ① 公募対象公園施設の種類

- ・ 公募対象公園施設は、飲食店・売店等の公園施設であり、都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所であって、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものとします。
- ・ 県では、「たたら浜園地」の賑わいを創出し、県立観音崎公園の自然を体感できる、バーベキューなどのアウトドア施設を想定しています。
- ・ 県の想定にとらわれることなく、民間の自由な発想による、新たな施設を提案していただくことも可能とします。また、カフェなどの複合的な施設を提案していただくことも可能です。
- ・ なお、都市公園は、一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、例えば、特定の利用者に限定される会員制の施設や騒音の発生等により、他の公園利用者を著しく阻害するような施設は望ましくありません。

## ② 公募対象公園施設の場所

- 1-(3)-③「Park-PFI 区域図」で示した「赤枠の区域」のなかで、第6駐車場及び公衆トイレを除いた適当な設置場所と必要な面積を提案してください。

## ③ 公募対象公園施設の設置

- 公募対象公園施設の建設、管理運営に要する費用は、すべて認定計画提出者が負担するものとします。
- 公募対象公園施設として、設置可能な建築面積及び構造は、都市公園法、建築基準法など、関係法令に準ずるものとし、施設規模等は認定計画提出者の提案によるものとします。また、施設整備にあたっての安全基準や考え方を示したうえで、その基準に合った施設を提案してください。
- 建築物等は、対象地の立地条件や周辺環境等、ランドスケープデザインを考慮し、公園の景観と調和した配置計画や意匠としてください。また、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが安全・安心して利用できる施設を目指してください。
- 施設に必要なインフラ（電気、ガス、上下水道等）は、各インフラ管理者と協議を行い、認定計画提出者の負担で整備してください。原則として、既存公園施設とは独立して設けるものとし、既存のインフラから接続しても支障がない場合は本県と協議のうえ、当該公園施設のインフラから接続ができることとします。その場合、子メータを設置するなどして、公募対象公園施設の使用料を区分することとし、当該使用料に応じた料金を指定管理者に支払っていただきます。
- インフラ整備にあたり、各インフラ管理者に対する負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者の負担としてください。
- 既存の樹林を伐採する必要がある場合は、最低限の伐採とし、県と協議のうえ決定してください。
- 夜間等閉鎖時の閉鎖方法、安全対策（夜間入られないような対策）についても提案してください。
- その他、公募対象公園施設及び特定公園施設は、設置（管理）許可の許可を受けることとなりますので、別添、「都市公園法等の許可等に係る審査基準」を満たすものとしてください。

## ④ 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

- 公募対象公園施設の使用料の最低額は、以下のとおりです。年間使用料（税抜）及び対象面積を提案してください。

県立観音崎公園の土地使用料	年間 4.5 円/m <sup>2</sup> （税抜）
---------------	------------------------------

## (3) 特定公園施設

### ① 特定公園施設の内容

- 特定公園施設は、園路・広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが、公園利用者の利便の向上に寄与すると認められるものとします。
- 認定計画提出者は、公募対象公園施設とあわせて整備を行うことが必要となります。
- 県では、周辺の景観や公募対象公園施設のデザインにあわせた、園路・広場等（柵、舗装、休憩施設、ベンチ、野外卓、植栽等）の整備を想定していますが、民間の自由な発想による、新たな施設を提案していただくことも可能です。

- ・ また、特定公園施設の建設及び譲渡後、公募対象公園施設の収益の向上にもつながる質の高い空間を維持するため、「管理許可」により管理していただきます。公募対象公園施設と一体で管理を行う「特定公園区域の範囲（特定公園施設を含む。）」を提案してください。
- ・ ランドスケープデザインを考慮し、公園の景観と調和した配置計画や意匠としてください。
- ・ 高齢者やハンディキャップのある方など、多様な公園利用者が利用できる施設を検討してください。また、ユニバーサルデザインに配慮してください。

## ② 特定公園施設の建設

- ・ 特定公園施設の設計・建設は、すべて認定計画提出者が行うものとします。
- ・ 認定計画提出者は、特定公園施設の設計図書、工事工程表等を提出し、承諾を得ていただきます。設計の内容と提案内容に相違がある場合、県は認定計画提出者に修正を求める場合があります。
- ・ 認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、本県と協議のうえ、提案主旨に逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- ・ 特定公園施設の設計にあたっては、都市公園技術標準解説書（一社・日本公園緑地協会）を参考に設計を行っていただきます。
- ・ 特定公園施設の設計については、設計図書の内容が県の要求水準に満たないと県が判断する場合は、認定計画提出者の責任及び費用において修正することを求めることができます。
- ・ 認定計画提出者は工事着手前に、工事現場の運営・管理等を行う工事責任者を設置して、本県に報告してください。
- ・ 認定計画提出者は特定公園施設の建設後、県に完了報告を行うとともに、整備した特定公園施設について、県の完了検査を受けていただきます。

## ③ 特定公園施設の建設費用等の負担

- ・ 特定公園施設の建設に要する費用は、すべて認定計画提出者が負担するものとします。
- ・ 特定公園施設の「管理許可」による「使用料」は、原則として、公共用に供するため、利用料を徴収しないで使用する範囲については、「神奈川県都市公園条例第 24 条」に基づき、免除とすることができます。

## (4) 利便増進施設

### ① 利便増進施設の設置

- ・ 利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。
- ・ 設置できる施設は、自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるものとします。
- ・ 都市公園の占用許可とは別に看板等の設置にあたっては、横須賀市屋外広告物条例に基づく許可を受ける必要があります。

### ② 利便増進施設を設置する場合の占用料

- ・ 利便増進施設を設置する場合の占用料は、以下のとおりです。

県立観音崎公園の占用料	日額 27 円/m <sup>2</sup> （税抜）
-------------	-----------------------------

(5) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

① 管理・運営に関する基本的事項

- 公園利用者が利用しやすく、安全・安心に配慮した管理・運営としてください。
- 公募対象公園施設、特定公園施設の管理・運営にあたっては、指定管理者との連携のもと、効率的かつ円滑な事業推進に努めてください。
- ホスピタリティあるサービスに努めるとともに、高齢者や子ども連れ、障がい者及び外国人の方々の利用にも配慮してください。
- 年間を通じて、円滑な管理・運営が可能な従業員の配置体制としてください。
- 地震、火災等の災害発生時の危機管理に対応した管理・運営可能な配置体制とし、県や指定管理者、防災等の関係機関との連携についても十分に配慮してください。
- 公園内や周辺道路において、通行利用者などの支障にならないよう対策をしてください。
- 本県、指定管理者等が開催するイベントや地域の活性化のための活動に積極的に参加・協力をしてください。
- 県立観音崎公園には、主な公園利用団体等で構成する利用調整協議会があり、この協議会に参加・協力をしてください。

② 公募対象公園施設の管理・運営

- 営業時の音、振動、営業時間等については、周辺的环境に配慮してください。
- 公募対象公園施設の営業は、公園の利用促進を考慮し、できるだけ通年営業を検討してください。なお、原則、営業時間については制限しません。
- アルコール類の提供は可能です。建物外での喫煙に関しては、公園利用者への受動喫煙防止に十分配慮してください。

③ 特定公園施設の管理・運営

特定公園施設は、以下の水準が満たされるように管理を行ってください。

また、具体的な管理の内容等は、指定管理者の募集時に提示した、別添、「県立観音崎公園 管理運営業務の内容及び基準」を参考とし、これによらない場合は、県と協議するものとします。

なお、質の高い空間やサービス水準を維持するため、より厳格な管理水準を提案することができるものとします。

管理の水準

管理	管理の細目	管理の水準
植物管理	高木管理	必要に応じて剪定、施肥、薬剤散布、ヤゴ取り、支柱結束なおし、補植、その他の管理作業を実施し、適正に管理されていること。
	中低木管理	必要に応じて刈込、刈取、除草、施肥、薬剤散布、補植、その他の管理作業を実施し、適正に管理されていること。
	草地管理	園内の美観維持と植栽植物の育成を図るため、必要に応じて除草作業を実施し、適正に管理されていること。
	花壇管理	必要に応じて花壇植付管理、宿球根の植付、播種、その他の管理作業を行い、美観に優れた適正な管理がなされていること。
施設管理	建物管理	所要の目的が果たされるよう小規模な補修を行い、適正に管理されていること。
	工作物管理	施設を損傷なく性能を維持し、美観上も良好な状態に保ち、適正に管理されていること。
清掃管理	清掃管理	公園利用者の動向、塵芥の発生量に応じて適切な措置をとり、常時公園を清潔に保ち、塵芥は種類ごとに定められた処分方法をとり、適切に管理されていること。
通常管理	通常管理	県民及び公園利用者に対して、適正な利用及びサービスが図られていること。
	利用促進等	公園利用がより図られるよう利用促進が行われていること。

### 3. 公募の実施に関する事項等

#### (1) 公募への参加資格

##### ① 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することはできません。

- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事更生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- ・ 当該法人の設立根拠法に規定する解散または清算の手続きに入っている法人
- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する法人
- ・ 公募設置等指針配布日から、公募設置等予定者決定通知までの間に、神奈川県指名停止等措置要領（平成 18 年 4 月 1 日施行）第 2 条第 1 項による指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- ・ 最近の 2 年間において、法人税、本店所在地の法人区市町村民税、固定資産税、消費税および地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- ・ 暴力団の排除に関し、次のいずれかに該当する法人
  - ア 神奈川県暴力団排除条例第 2 条 2 号に定める暴力団
  - イ 神奈川県暴力団排除条例第 2 条 5 号に定める暴力団経営支配法人等
- ・ 神奈川県公園等審査会委員が経営又は運営に直接関与している法人

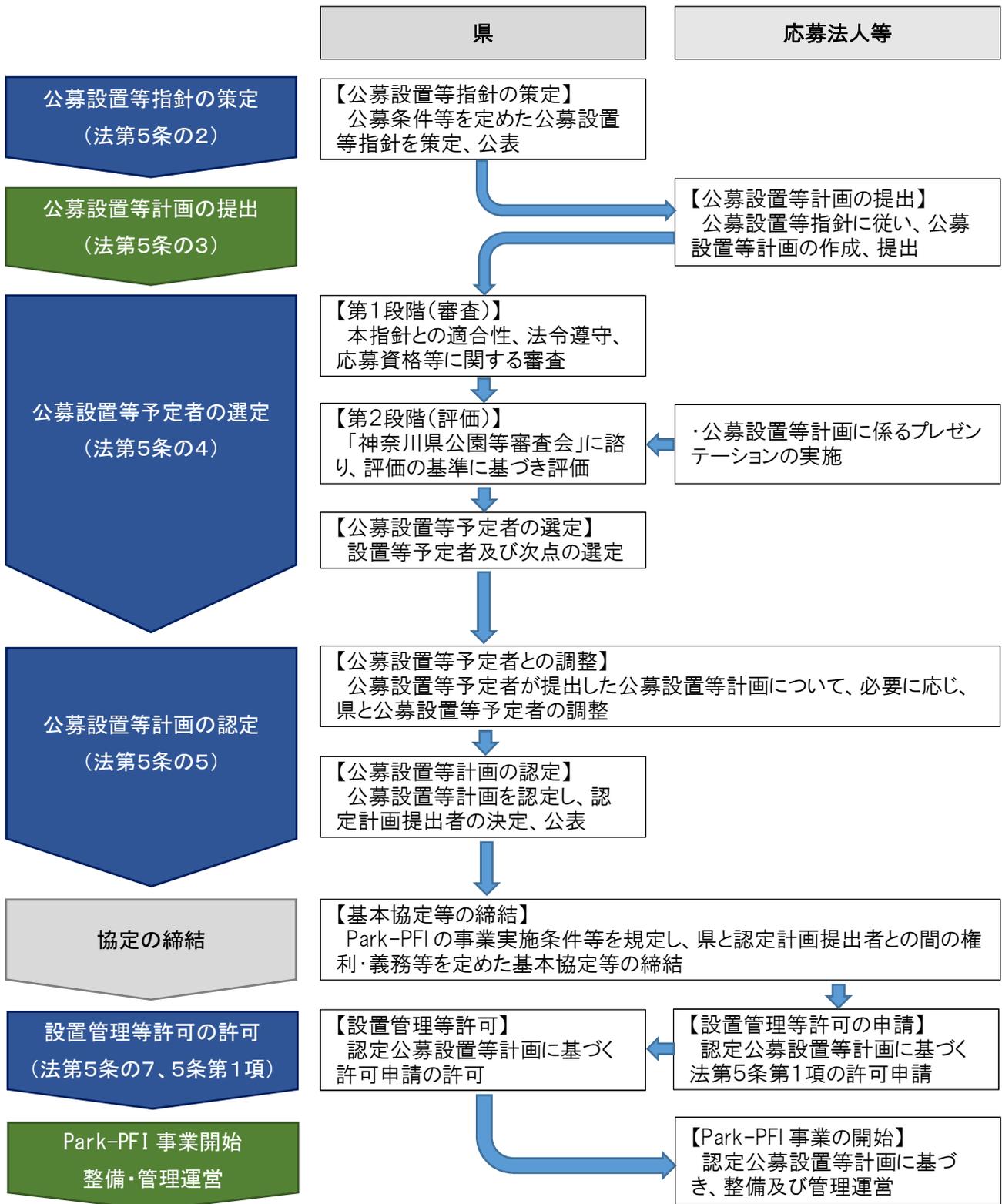
##### ② 応募者の資格

- ・ 応募者は、法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下、「応募グループ」という。）に限ります。
- ・ 応募グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人を代表法人（他の法人は、「構成法人」とする。）として定めてください。（以下、応募法人又は応募グループの代表法人及び構成法人を総称して、「応募法人等」という。）
- ・ 応募法人等は、直近決算において債務超過でないこととします。
- ・ 応募グループで応募する場合は、公募対象公園施設の管理運営を実施する法人を定めてください。
- ・ 公募対象公園施設の管理運営を実施する法人のうち少なくとも 1 社は、過去 10 年以内に、提案いただいた公募対象公園施設と類似の業務を行う施設での管理運営の実績を有することとします。
- ・ 応募法人又は応募グループの代表法人は、公募対象公園施設の設置及び特定公園施設の建設・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

##### ③ 応募条件

- ・ 応募法人等は、他の応募法人又は応募グループの代表法人若しくは構成法人となることはできません。

(2) Park-PFI の事業者公募、選定手続きの流れ



### (3) 情報提供

公募設置等計画の作成にあたっては、以下の資料を参照してください。

#### ① 県立観音崎公園基礎データ

公 園 名	県立観音崎公園
ア ク セ ス	京急線「浦賀駅」から「観音崎」行きバス約15分 JR横須賀線「横須賀駅」から「観音崎」行きバス約35分 横浜横須賀道路「馬堀海岸IC」から約5分
駐 車 場 台 数	普通車384台（大型9台可）【土日祝及び一部期間有料】 〔 第1駐車場50台、第2駐車場131台、第4駐車場57台（臨時）、 第5駐車場41台、第6駐車場105台 〕
主 要 施 設	アスレチックの森、森のロッジ、花の広場、三軒家園地、観音崎園地 うみの子とりでなど
既 設 収 益 施 設	横須賀美術館、観音崎自然博物館、レストランマテリア、 レストランアクアマレ（横須賀美術館内）
建 ぺ い 率	1.07%
来 園 者 数	83万人【H28実績】、87万人【H29実績】、87万人【H30実績】
管 理 手 法	指定管理者制度【観音崎公園パートナーズ】
用 途 地 域 等	市街化調整区域
主 な 法 規 制 等	第1種風致地区、埋蔵文化財包蔵地、鳥獣保護区

#### ② 提供資料

- ・ 県立観音崎公園たたら浜園地平面図（縮尺：1/500）  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/tu5/documents/tatarahamap.pdf>
- ・ 県立観音崎公園たたら浜園地インフラ関係図面  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/tu5/documents/infra.pdf>
- ・ 都市公園法等の許可等に係る審査基準  
[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/tu5/documents/sinnsaki\\_jyunn.pdf](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/tu5/documents/sinnsaki_jyunn.pdf)
- ・ 平成27年度からの神奈川県立都市公園指定管理者募集要項  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6594/p742564.html>
- ・ かながわランドデザイン 第3期実施計画  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r5k/cnt/f4895/p15002.html>

### (4) 事業破綻時の措置

認定計画の認定の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、原則として、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設等を撤去し、周辺の景観に配慮したうえで、すみやかに整地して返還していただきます。ただし、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は県の承認を得た場合に限り、別の民間事業者により事業を継続させることができます。

#### 4. 公募の手続きに関する事項等

##### (1) スケジュール

公募設置等指針の公表	令和元年 11 月 15 日 (金)
質問書の受付	令和元年 11 月 15 日 (金) ～令和元年 12 月 20 日 (金)
質問書の回答	令和元年 11 月 22 日 (金) ～令和元年 12 月 27 日 (金)
参加登録	令和元年 11 月 15 日 (金) ～令和元年 12 月 13 日 (金)
公募設置等計画等の関係書類の受付	令和 2 年 1 月 6 日 (月) ～令和 2 年 1 月 31 日 (金)
神奈川県公園等審査会の評価(応募者によるプレゼンテーションを含む)	令和 2 年 3 月上旬頃
公募設置等予定者等の選定	令和 2 年 3 月中旬頃
公募設置等計画の認定	令和 2 年 4 月中旬頃
基本協定の締結	令和 2 年 5 月中旬頃

##### (2) 応募手続き

###### ① 公募設置等指針の公表

公募設置等指針については、以下のとおり配布します。

配布期間	令和元年 11 月 15 日 (金) から
配布場所	県都市公園課ホームページ <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/tu5/ppfikoubo.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/tu5/ppfikoubo.html</a>

###### ② 公募設置等指針に対する質問及び回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。なお、回答の内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

使用様式	様式 1 「質問書」
受付期間	令和元年 11 月 15 日 (金) ～令和元年 12 月 20 日 (金)
提出方法	県都市公園課のホームページの電子申請システム「質問の受付」から提出
回答期間	令和元年 11 月 22 日 (金) ～令和元年 12 月 27 日 (金)
回答方法	質問への回答は、電子メールで返信するとともに、主な質問事項について、県都市公園課のホームページに掲載します。

###### ③ 参加登録

本事業に参加される方は、以下のとおり参加登録をしてください。なお、参加登録は、応募法人等に限りません。個人での参加登録はできません。

応募グループで公募設置等計画等の関係書類の提出を予定している場合、代表法人及び構成法人のうち、1社が代表して参加登録を行ってください。なお、公募設置等計画等の関係書類の受付においては、参加登録時の代表法人又は構成法人が1社以上存在する場合に限り、代表法人の変更及び構成法人の追加・削除が可能です。

使用様式	様式 2 「参加登録申込書」
受付期間	令和元年 11 月 15 日 (金) ～令和元年 12 月 13 日 (金)
提出方法	県都市公園課のホームページの電子申請システム「参加登録」から提出

#### ④ 公募設置等計画等の関係書類の提出

公募設置等計画等の関係書類は、以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等の関係書類は、以下の「公募設置等計画等の関係書類一覧」及び注意事項に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に提出（郵送の場合は必着）しなかった公募設置等計画等の関係書類は受理しません。

使用様式	「公募設置等計画等の関係書類一覧」のとおり
受付期間	令和2年 1月 6日（月）～令和2年 1月 31日（金）
受付場所	神奈川県県土整備局都市部都市公園課（神奈川県庁新庁舎 12 階） 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1
提出方法	受付場所へ持参または郵送（書留）

#### 【公募設置等計画等の関係書類作成の注意事項】

- ・ 公募設置等計画等の関係書類の提出は、1 応募法人（1 応募グループ）につき、1 提案とします。
- ・ 公募設置等計画等の関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行ったうえで、公募設置等計画等の関係書類を作成してください。
- ・ 公募設置等計画等の関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・ 公募設置等計画等の関係書類の受け付け後の変更は認められません。
- ・ 必要に応じて公募設置等計画等の関係書類一覧に記載したもの以外の書類の提示を求める場合があります。

公募設置等計画等の関係書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 誓約書			
(1) 誓約書	様式3	1部	1部
2. 応募制限関連書類（応募グループは、代表法人及び構成法人の全てについて提出）			
(1) 定款又は寄付行為の写し		1部	1部
(2) 役員名簿		1部	1部
(2) 法人登記全部事項証明書及び印鑑証明		1部	1部
(3) 納税証明書（その3の3）写し		1部	1部
(4) 財務諸表【貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）注記等】直近3年間の写し ※ 有価証券報告書を提出している場合は、当該箇所の写しでもよい。 ※ 連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表		1部	1部
(5) 業務報告書（財務諸表と同様に直近3年間分）・事業計画書等 ※ 有価証券報告書を提出している場合は、当該箇所の写しでもよい。		1部	1部
(6) 財務状況表 ※ 連結財務諸表作成会社については、連結財務状況表、単体財務状況表	様式4	1部	1部
3. 応募資格関係書類（該当する法人について）			
(1) 提案施設と類似の業務を行う施設での管理運営の実績を証する書類		1部	1部
4. 公募設置等計画			
(1) 事業の概要 ① 事業の実施方針 ② 事業実施体制 ③ 全体基本構想（全体平面図） ④ 事業対象地の管理運営計画 ⑤ 事業スケジュール ⑥ 事業撤退時等に至ると想定されるリスクと対応方針	様式5-1	1部	1部
(2) 公募対象公園施設の設置及び管理運営の概要 ① 公募対象公園施設の基本事項 ② 公募対象公園施設の設置及び管理運営の計画	様式5-2	1部	1部
(3) 公募対象公園施設の設計及び整備工事の計画 ① 公募対象公園施設のデザイン及び設計の考え方 ② 公募対象公園施設の構造（建築概要） ③ 公募対象公園施設の設計及び整備工事の方法 ④ 概略説明図（配置図、各階平面図、立面図、断面図等） ⑤ イメージ図（外観図、内観図）	様式5-3	1部	1部
(4) 公募対象公園施設の使用料の額	様式5-4	1部	1部
(5) 特定公園施設の建設及び管理に関する事項 ① 特定公園施設の建設内容 ② 特定公園施設の管理内容	様式5-5	1部	1部
(6) 利便増進施設の設置及び管理運営に関する事項	様式5-6	1部	1部
(7) その他の提案事項	様式5-7	1部	1部
(8) 資金計画及び収支計画についての考え方	様式5-8	1部	1部
(9) 公募対象公園施設及び特定公園施設の整備面積・投資額等の一覧表	様式5-9	1部	1部
(10) 資金計画及び収支計画	様式5-10	1部	1部
(11) 第6駐車場事業計画	様式5-11	1部	1部

### (3) 事務局

神奈川県 県土整備局 都市部 都市公園課 整備運営グループ

住 所：〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

T E L：045-(210)-6224 (直通)

F A X：045-(210)-8883

### (4) 受付時間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

### (5) 設置等予定者の選定

#### ① 選定の流れ

提出されたすべての公募設置等計画等の関係書類について、事務局が都市公園法第5条の4第1項に基づき審査（第1段階）を行い、その審査を通過した計画について、「神奈川県公園等審査会」に諮り、都市公園法第5条の4第2項に基づく評価（第2段階）を行う、2段階で設置等予定者の選定を行います。

#### ア) 第一段階

##### a. 本指針との適合性に関する審査

公募設置等計画等が、本指針に照らし、適切なものであることを審査します。なお、審査の内容は、以下のとおりです。

- ・公募設置等計画等が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること。
- ・認定期間中の建設・管理運営の確実性が、提出された資料により客観的に確認できること。

##### b. 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が、法律・条令等に違反していないことを審査します。

##### c. 参加資格に関する審査

応募者が参加資格を満たしているのかを審査します。

#### イ) 第二段階

第一段階の審査を通過した計画について、本指針「4.-(5)-④ 評価の基準」に沿って評価を行い、設置等予定者候補及び次点を選定します。

応募者には、「神奈川県公園等審査会」において、計画の内容に関するプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションの日時・場所等は、事務局から連絡します。

なお、応募者が多数の場合は、神奈川県公園等審査会に先立ち、提出された計画書のみで評価を行い、あらかじめ、3者程度を選定する場合があります。その場合、選定外となった応募者に対し、事務局から通知します。

プレゼンテーション用の資料は、以下のとおり提出してください。

提出資料	プレゼンテーション時発表資料（ファイル形式：PowerPoint） ※発表時間 10 分程度を想定した資料としてください。 ※なお、その後 10 分程度の質疑時間を設ける予定です。
提出期限	令和 2 年 2 月 3 日（月）～令和 2 年 2 月 14 日（金）
提出場所	神奈川県県土整備局都市部都市公園課（神奈川県庁新庁舎 12 階） 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1
提出方法	ファイルを電子媒体に保存して提出場所へ持参または郵送（書留）

## ② 神奈川県公園等審査会

神奈川県公園等審査会では、応募者から提出された公募設置等計画及びプレゼンテーションにより、本指針「4. -(5)-④ 評価の基準」に基づき、計画の評価を行います。

なお、評価点が同数の場合は、計画の評価において、配点が高い評価項目の点数が高い者を上位とします。

神奈川県公園等審査会の委員等は、県都市公園課ホームページに掲載しています。

## ③ 神奈川県公園等審査会委員等への接触の禁止

応募法人等が、設置等予定者候補の選定までに、神奈川県公園等審査会委員及び本事業に従事する本県職員に対して、本取組に関する接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針配布日から設置等予定者候補及び次点の選定結果の通知日までは、応募法人等に限り、いかなる者からの計画内容・選定内容等に関するお問合わせには、お答えできません。

#### ④ 評価の基準

公募設置等計画の評価の基準は、以下のとおりです。

評価項目	評価の視点		配点	
(1) 事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該都市公園の特性等を踏まえた事業運営の基本的考え方について評価する。</li> <li>地域との連携方針について評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本公園の特性及び本事業の目的を踏まえた上で、民間の創意工夫による本公園の魅力向上が期待できる事業運営の基本的考え方（事業コンセプト）についての提案を評価する。</li> <li>地産地消や未病改善など、県の主要施策*に沿った「神奈川らしい」県立都市公園の魅力向上を図る提案について評価する。</li> </ul>	30点	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の活性化（広域観光、地域雇用、地産地消等）に資する連携方針を評価する。</li> </ul>		
(2) 事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募法人等の役割分担・実績・財務健全性について評価する。</li> <li>業務の実施体制、緊急時の連絡体制、人員の配置について評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案の実現性を裏付ける応募法人等の役割分担や類似実績を評価する。</li> <li>応募法人等の財務健全性を評価する。</li> </ul>	45点	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の遂行能力を裏付ける業務の実施体制（人員の配置、能力等）を評価する。</li> <li>緊急時の的確な対応に資する連絡体制、人員の配置を評価する。</li> </ul>		
(3) 施設の整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園利用者の利便の向上に資する施設整備計画について評価する。</li> </ul>	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>本公園の魅力を高めるため、公園コンセプトを踏まえた施設のデザイン及び設計について評価する。</li> </ul>	55点
		公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の魅力及び機能向上につながる収益施設の提案について評価する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観、ユニバーサルデザイン等への配慮について評価する。</li> </ul>	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園コンセプトとの整合性や周辺環境と調和した景観（デザイン）に配慮した計画について評価する。</li> <li>ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが気軽に利用できるような提案について評価する。</li> </ul>	
		公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の外観・デザインが、周辺の景観と調和した提案について評価する。</li> </ul>	
(4) 施設の管理運営計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園利用者の利便の向上に資する持続可能な管理運営計画について評価する。</li> </ul>	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園全体の管理運営を見据え、指定管理者との連携を考慮した管理運営の計画について評価する。</li> <li>実績等を踏まえた持続可能な運営の企画、実施体制について評価する。</li> </ul>	50点
		公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在及び将来の公園利用者ニーズに関する認識・想定を基に、公園利用者の集客に資する魅力的なサービスを提供する提案を評価する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時の対応など安全・安心に配慮した管理計画について評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定公園施設の維持管理の水準について評価する。</li> <li>災害発生（津波等）時の対応など、安全・安心に配慮し、公園管理者や他の関係機関と連携した管理計画について評価する。</li> </ul>		
(5) 事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続的な資金計画、収支計画について評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金計画の確実性を評価する。</li> <li>施設整備及び施設更新等を踏まえた管理運営と収支計画の整合性を評価する。</li> </ul>	35点	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針について評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスクを幅広く抽出したうえで、その影響範囲及び対応方針の妥当性について評価する。</li> </ul>		
(6) 価格審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募対象公園施設に係る使用料の額について評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募対象公園施設に係る使用料の額を評価する。</li> </ul>	25点	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定公園施設の建設・維持管理に要する費用等について評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定公園施設に係る投資額及び維持管理費用の額を評価する。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>活用する Park-PFI 区域の面積について評価する。</li> </ul>		
合 計			240点	

※ 県の主要施策については、提供資料「かながわランドデザイン」を参照してください。

## ⑤ 設置等予定者等の選定

設置等予定者及び次点は、評価点の満点（240点）の5割を最低基準点とし、それ以上の点数を得た公募設置等計画を提出した者の中から、点数の高い順に選定します。

したがって、選定の結果によっては、設置等予定者又は次点について、「該当者なし」となる場合があります。

## ⑥ 選定結果の通知

選定結果は、速やかにすべての応募法人等に対して文書で通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。

また、選定結果の概要については、県都市公園課のホームページに掲載します。

## (6) 公募設置等計画の認定

### ① 公募設置等予定者との調整

県は、評価に係る「神奈川県公園等審査会」の意見等を踏まえ、必要に応じ、設置等予定者との協議により、計画の一部を変更していただくことがあります。

なお、この調整が整わなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

### ② 公募設置等計画の認定

県は、公募設置等予定者との協議が整った段階で、公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は、認定計画提出者となります。

## (7) 契約の締結等

### ① 基本協定等

認定計画提出者は、本県が認定した公募設置等計画に基づき、本県と協議のうえ、本事業の実施に関する基本的事項を定めた「県立観音崎公園たたら浜園地における Park-PFI 事業に係る基本協定」を締結します。

基本協定の締結後、本県と認定計画提出者の間で本事業の実施に向けた協議を行い、事業内容の詳細を定めた「県立観音崎公園たたら浜園地における Park-PFI 事業に係る実施協定」を締結します。

### ② 公募対象公園施設の設置（管理）許可

認定計画提出者は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、公募対象公園施設の設置（管理）許可を得る必要があります。

### ③ 特定公園施設の設置許可

認定計画提出者は、特定公園施設の整備工事着手前に、特定公園施設の整備工事着手から譲渡契約締結までの期間について、特定公園施設の設置許可を得る必要があります。

### ④ 特定公園施設に係る譲渡契約

認定計画提出者と県は、認定計画提出者が整備した特定公園施設について、整備完了後、「特定公園施設の譲渡契約」を締結し、県へ譲渡していただきます。

### ⑤ 特定公園施設の管理許可

認定計画提出者は、「特定公園施設の譲渡契約」の締結後、特定公園施設の管理許可を受け、特定公園施設の管理運営を行っていただきます。

### ⑥ 利便増進施設の占用許可

認定計画提出者は、利便増進施設を設置する場合、利便増進施設の整備工事着手前に、利便増進施設の占用許可を得る必要があります。

(8) リスク分担等

① リスク分担

本事業の実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、県と認定計画提出者が協議のうえ、負担者を決定するものとします。

リスクの種類	内容	負担者	
		本県	認定計画提出者
法令変更	認定計画提出者が行う整備、管理・運營業務に影響がある法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が工事、維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合		○
物価	設置等予定者決定後のインフレ・デフレ		○
金利	設置等予定者決定後の金利変動		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業等 <sup>*1</sup>		○
資金調達	必要な資金確保		○
	事業の中止・延期	○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期		○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
施設の修繕等	公募対象公園施設		○
	特定公園施設		○
	利便増進施設		○
債務不履行	本県の協定内容の不履行	○	
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行		○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項		○
	施設管理上の瑕疵による事項		○
運営リスク	施設、機器等の不備、又は施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○

※ 自然災害（地震・台風等）等、不可抗力への対応

- ・ 災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行ってください。
- ・ 公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設が復旧困難な被害を受けた場合、本県は、認定計画提出者に対して当該施設に関する業務の停止を命じることがあります。
- ・ 災害発生時には、公園は広域の避難場所となるため、災害対応のために必要な場合、本県は、認定計画提出者に対して業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。
- ・ 業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、本県は、認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行いません。

② 損害賠償責任

認定計画提出者は、本業務実施に当たり、認定計画提出者の故意又は過失により、本県又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を本県又は第三者に賠償するものとします。

また、本県は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

(9) 法規制等

提案内容は、都市公園法・建築基準法・消防法、その他の各種関係法令等を遵守してください。

また、事業の実施にあたり、必要な許認可の取得や手続きについては、認定計画提出者の負担により実施してください。



**横浜美術館**  
恵まれた環境の中でアートと自然が楽しめます。  
【入館料】常設展：一般/310円  
大学・高校生・65歳以上/210円  
中学生以下/無料 団体割引あり。  
【開館時間】午前10時～午後6時  
【休館日】毎月第1月曜日(祝日の場合は開館)、12月29日～1月3日



昔々、観音崎にイタズラ好きのメギツネがいました。村人のお弁当や漁師の魚をこっそり頂いたりしていましたが、観音崎に多くの人が訪れるようになると、姿を見せなくなりしました。  
かわりに、彼女がよく遊んでいた場所には真っ赤なヒガバナが咲くようになったと言われます。



花の広場



観音崎園地 (青柳喜代司)



パークセンター



海岸園地 Seaside Picnic Area



観音崎灯台 (国分敬之)

**観音崎灯台**  
初代は明治元年に建てられ、現在のものは3代目になります。約35km先まで光を届けます。  
【参観料】大人(中学生以上)200円、子ども無料。  
【参観時間】5～9月/午前9時～午後4時半  
10～4月/午前9時～午後4時

駐車場からの所要時間

- 第1, 2, 4駐車場から
- ▶パークセンター.....150m(3分)
  - ▶観音崎灯台.....950m(15分)
  - ▶ボランティアステーション.....750m(11分)
  - ▶森のロッジ.....1500m(23分)
  - ▶花の広場.....1150m(17分)
  - ▶戦没船員の碑.....1550m(23分)
- 美術館駐車場から
- ▶パークセンター.....500m(8分)
  - ▶観音崎灯台.....1300m(20分)
  - ▶ボランティアステーション.....1100m(17分)
  - ▶森のロッジ.....1200m(18分)
  - ▶花の広場.....950m(14分)
  - ▶戦没船員の碑.....1350m(20分)

- 第5, 6駐車場から
- ▶パークセンター.....600m(9分)
  - ▶観音崎灯台.....650m(10分)
  - ▶森のロッジ.....1600m(24分)
  - ▶花の広場.....900m(14分)
  - ▶戦没船員の碑.....500m(8分)

※第1, 2駐車場から森のロッジ、花の広場、戦没船員の碑方面は三軒家イレ前三叉路経由の道  
※美術館から森のロッジ、花の広場、戦没船員の碑方面は美術館裏から三軒家園地経由の道  
※第5, 6駐車場から森のロッジ、花の広場、戦没船員の碑方面は第5駐車場前の園地を通る道  
※( )内は所要時間です。時間は通常男子の歩行時間です。



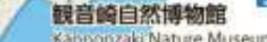
初日の出



海の見晴らし台 Umino no Misasagi



レストランマテリア Restaurant MATERIA



ボランティアステーション Volunteer Station



観音崎自然博物館 Kannonzaki Nature Museum



観音崎自然博物館 Kannonzaki Nature Museum

**RESTAURANT MATERIA**  
レストラン マテリア

博物館の隣にある、やかんピヤベースと生プリンが名物のレストランです。  
11:00～17:00 / 毎週水曜日定休  
TEL.046-843-8310

**ACQUAMARE**  
アクアマレ

芸術を心に響かせ、レストランで心とお腹を満たしてください。10:00～20:00 / 第1月曜日定休  
TEL.046-845-1260

**浜水綿**  
レストラン はまゆう

ランチ / 11:30～15:00 (14:30 ラストオーダー)  
ディナー / 17:00～21:00 (20:30 ラストオーダー)  
TEL.046-841-2200

**今どこ? マップ**

「今どこ? マップ」は、事前に数字で自分の位置を確認するための表示板です。また、公園内にも各所にアルファベット記号が記載されています。乗船連絡の時は指定地を知らせてください。乗船連絡先はパークセンターです。  
TEL.046-843-8316

1-17 今どこ? マップ  
A-U 公園案内板

**いごいの水辺** (渡邊吉明)

**うみの子とりで** (藤江健次)

**観音崎自然博物館**  
観音崎の自然のことがわかりやすく展示されています。自然観察会も開催しています。  
【入館料】大人 / 400円  
高校生 / 300円 小人 / 200円  
幼児 / 100円  
※3歳以下無料。団体割引あり。  
【開館時間】午前9時～午後5時  
【休館日】月曜日(祝日のときは翌日)  
ただし、7～8月は無休。年末年始につきましてはお問い合わせください。